

すいた環境教育フェスタ運営委員会設置要領

制定 令和5年7月20日

(設置)

第1条 すいた環境教育フェスタを運営するため、すいた環境教育フェスタ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、より良い環境を将来世代へと引き継ぐため、市民一人ひとりが環境問題について理解と認識を深める場を提供し、環境保全活動への参加を促すことや、自ら環境保全を実践する能力を育てることを目的として、市民、事業者、行政の協働により、すいた環境教育フェスタを開催する。

(組織)

第3条 委員会は、当該年度のすいた環境教育フェスタ出展者のうち、委員会に参加を希望する者をもって構成する。

2 委員会の委員は3名以上とする。

3 委員の任期は、当該年度のすいた環境教育フェスタの第1回運営委員会の開催日から3月31日までの期間とする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 監事 1名

2 委員長は委員の互選により就任する。

3 副委員長および監事は委員長が委員のうちから指名し、就任する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表して一切の事務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が職務を行えない場合は、その代理をする。

3 監事は、会計及び業務の執行状況を監査し、その結果を委員会に報告する。

(事業)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) すいた環境教育フェスタの運営に関する事業
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(会議)

第7条 会議は、委員長が召集し、その議長となる。委員長が欠席の場合は、副委員長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会議に欠席する委員は、代理人を立てるか、予め委任状を提出することにより、会議に関する一切の権限を委任することができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、この要領に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他、すいた環境教育フェスタの運営に関する事項

(事務局)

第8条 委員会の事務局を、吹田市環境部環境政策室に置き、環境政策室参事を事務局長とする。

(会計)

第9条 委員会の会計は、市の委託料をもって充てる。また、会計に係る業務を事務局が行い、事務局長が統括する。

(委任)

第10条 この要領の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和5年7月20日から施行する。